

入札説明書

令和3年札幌市告示第4535号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和3年7月16日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部総務課（電話 011-211-2906、FAX 011-218-5108）

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 山口処理場警備及び計量等業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和3年10月1日から令和6年9月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する場合がある。

(4) 履行場所 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 山口処理場

(札幌市手稲区手稲山口364番地)

(5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（延長業務を除く単価については、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載する単価は1円以上1円単位とする。なお、単価が空欄若しくは0円で入札されたものは無効とする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が警備業のA等級又はB等級に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記1参照）

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期

間中でないこと。

(7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、当該事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。

ウ 警備業法第2条第1項第3号に定める警備業務（以下「現金等の輸送警備」という。）の業務遂行に必要な資格を現に有していること。

(8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

(9) 平成31年4月1日以降において、延床面積2,000㎡以上の施設警備業務の履行実績があること（複数年契約の場合、履行期間1年ごとに1件の履行実績とみなすことができる）。

(10) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア (7)のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあつては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができる。

イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができる。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

(2) 入札書提出期限

令和3年7月30日（金）10時00分（送付の場合は必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

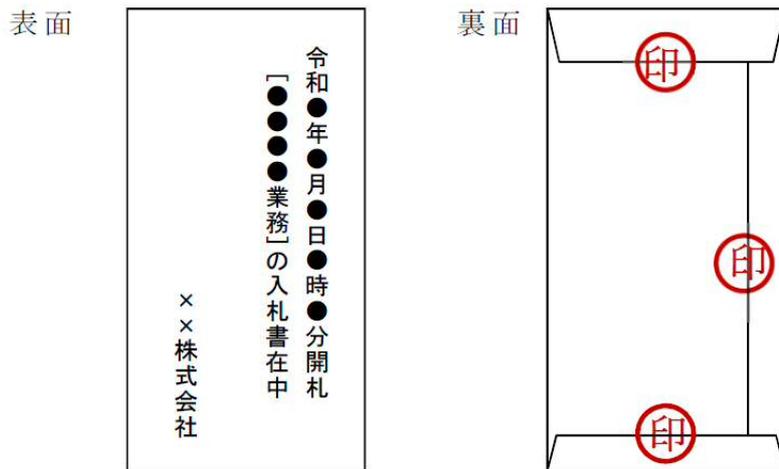
令和3年7月30日（金）14時05分

札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年7月30日14時05分開札〔山口処理場警備及び計量等業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



イ 郵便により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和3年7月30日14時05分開札〔山口処理場警備及び計量等業務〕の入札書在中の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和3年7月21日（水）までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答

令和3年7月28日（水）までに環境局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印すること。

イ 入札1回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに委任状（別紙2）を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、再度の入札の際に代理委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることがで

きない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(8)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類(別記2参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙3のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(10) 入札書の数量について

入札書の様式に記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

別紙1 入札書

入 札 書

入 札 金 額	月 額 金 円
調 達 件 名	山口処理場警備及び計量等業務

(内訳)

	単 価	数 量	小 計
山本処理場警備及び計量業務 (延長業務を除く)	円/月	一式	円
延長業務(計量・徴収延長業務) (1時間あたり1名)	円/時間	7	円
総計 ※入札金額に一致			円

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
入 札 者 商号又は名称
職・氏名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと(ただし、金額の訂正はできない。)
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
委任者
氏 名 印

名 称 山口処理場警備及び計量等業務

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

(記載方法)

別紙1 入札書

入 札 書

希望金額の100/110の数字を記載してください。総計の額に一致すること。

入札金額

月額

金 円

希望金額の100/110の単価を記載の上、数量を乗じ、小計を併せて記載してください。単価は、全ての単価欄に記載すること。単価が空欄若しくは0円の場合は無効とする。

処理場警備及び計量等業務

	単 価	数 量	小 計
山口処理場警備及び計量等業務 (延長業務を除く)	円/月	一式	円
延長業務 (計量・徴収延長業務) (1時間あたり1名)	円/時間	7	円
総計 ※入札金額に一致			円

小計の額の合計額を記載してください。

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市

得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。
なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします

日付は、入札書の作成日で記載願います。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

会社の住所、会社名、代表者
名を記載して捺印してくださ

札 者 商号又は名称
職・氏 名

印

入札代理人 氏 名

印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人のし、金額の訂正はできない。)
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印

入札1回目から代理人が入札を行う場合には、代理人名を記載して捺印してください

(記載方法)

別紙2 委任状

<h1 style="margin: 0;">委 任 状</h1>		
<p>委任を受けた日付を記載してください。 ※ 入札1回目から委任を受けた場合は、入札1回目に記載した日付以前の日付 ※ 開札日に委任を受けて立会する場合は開札日の日付</p>	年 月 日	
(あて先) 札幌市長	会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。	
住 所 委任者	氏 名	印
名 称 山口処理場警備及び計量等業務		
私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。		
記		
受任者	氏 名	印

備考1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積

2 代理人(受任者)の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者

電話番号

調達件名 山口処理場警備及び計量等業務

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(案)

契 約 書

役務の名称 山口処理場警備及び計量等業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 月額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 延長業務分の契約金額（計量・徴収延長業務）
1時間当たり 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）

※ ただし、本業務で指定された時間以外を時間外とし、1時間当たり
1名で行うものとする。

- 2 履行期間 令和3年10月1日から令和6年9月30日まで
ただし、委託者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降に
おいて、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合に
は、この契約を解除することができる。
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
保有する。

令和 年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目
委託者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

住所
受託者 氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額と延長業務分の契約単価に1月あたりの予定時間数を乗じた金額の合計額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、一月ごとの役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者

に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、役務の成果について前条2項の検査を受け、その結果、当該検査に合格したときは、契約金額と延長業務の実績に基づく額を合計した金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額と延長業務の実績に基づく額を合計した金額を支払わなければならない。

なお、延長業務分は、時間外単価にそれぞれの月合計延長時間数（30分未満を切り捨て、30分以上1時間未満を切り上げ）を乗じて得た金額とし、1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。

- 3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨

てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合に

はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額と延長業務の契約単価に1月あたりの予定時間数を乗じた金額の合計額を一年間に換算した額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

（秘密情報の返還義務）

第17条 受託者は、本契約の終了若しくは本契約解除の日以降、委託者から開示された秘密情報を速やかに返還するとともに、複製複写物を一切保存してはならない。ただし、委託者が必要と認める場合は、その必要とする期間は除くことができる。

（情報資産の使用）

第18条 受託者は、役務で取り扱う情報資産を役務の目的外で使用し、複写し、又は複製をしてはならない。

2 受託者は、役務で取扱う情報資産を委託者の許可なく持ち出してはならない。

（その他）

第19条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

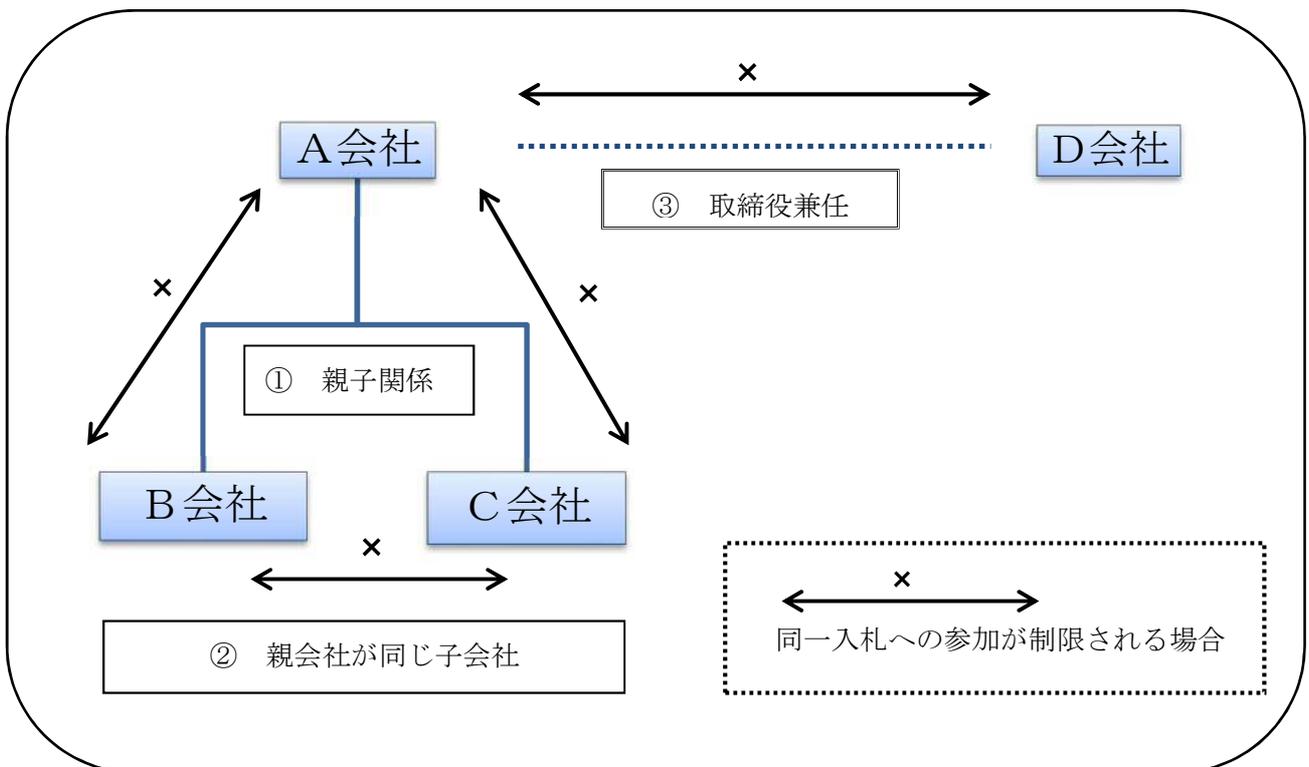
(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

1 特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限

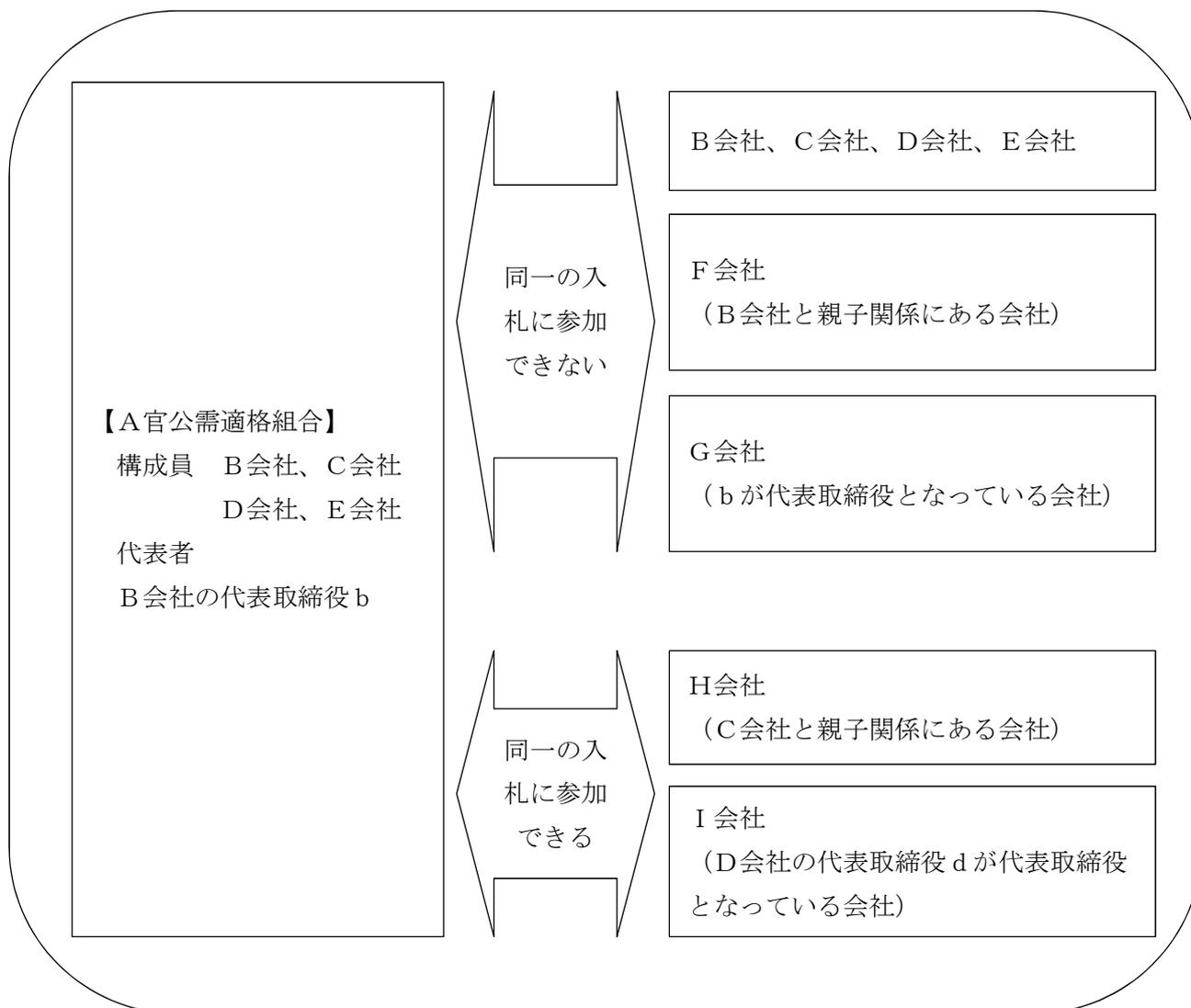
入札参加者間に入札の適正さが阻害されると考えられる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点から、同一入札への参加を制限します。



2 官公需適格組合の場合

官公需適格組合が入札に参加する場合には、当該組合の構成員が同一の入札に参加することができません。

また、官公需適格組合の代表者が、当該組合の構成員である法人の役員である場合には、当該法人と親子関係・人的関係にある会社は同一の入札に参加することはできません。



3 人的関係の基準

一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合など、同一の者がそれぞれの会社の経営に関与することにより入札の価格を決定したり、又は知り得る立場にあることから、同一の入札への参加を制限します。

【同一入札の参加を制限される人的関係の基準】

以下に掲げる者が、他方の会社の取締役（委員会設置会社の場合は執行役）となっている場合。

- ① 取締役（※1）
- ② 委員会設置会社における執行役
- ③ 会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人

※1 社外取締役、執行役を兼ねていない委員会設置会社の取締役は除く。

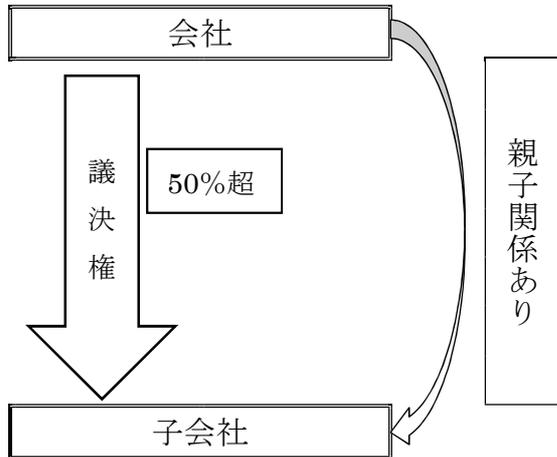
4 親子関係の判断

子会社とは、会社法第2条第3号に該当する会社をいい、親会社とは同法第4号の規定に該当する会社をいいます。

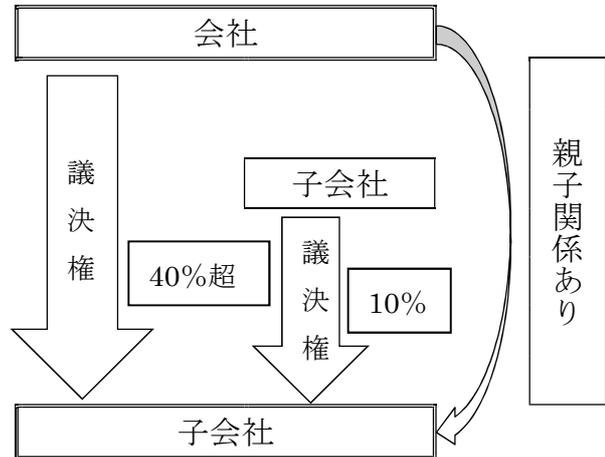
概ね、以下に示す関係を有していれば、親子関係があるものと判断します。

(1) 議決権の過半数を有している場合

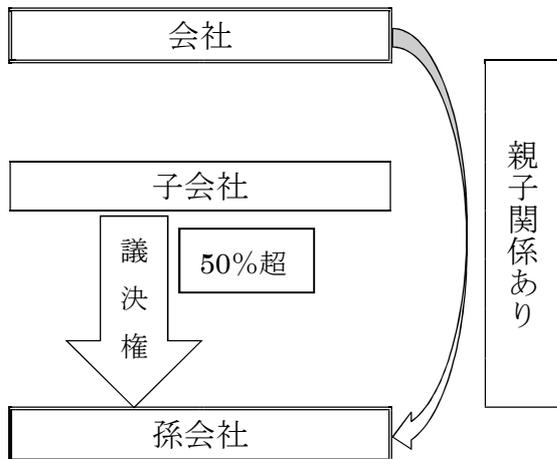
ア 直接過半数の議決権あり



イ 子会社と併せて過半数の議決権あり



ウ 子会社が過半数の議決権あり

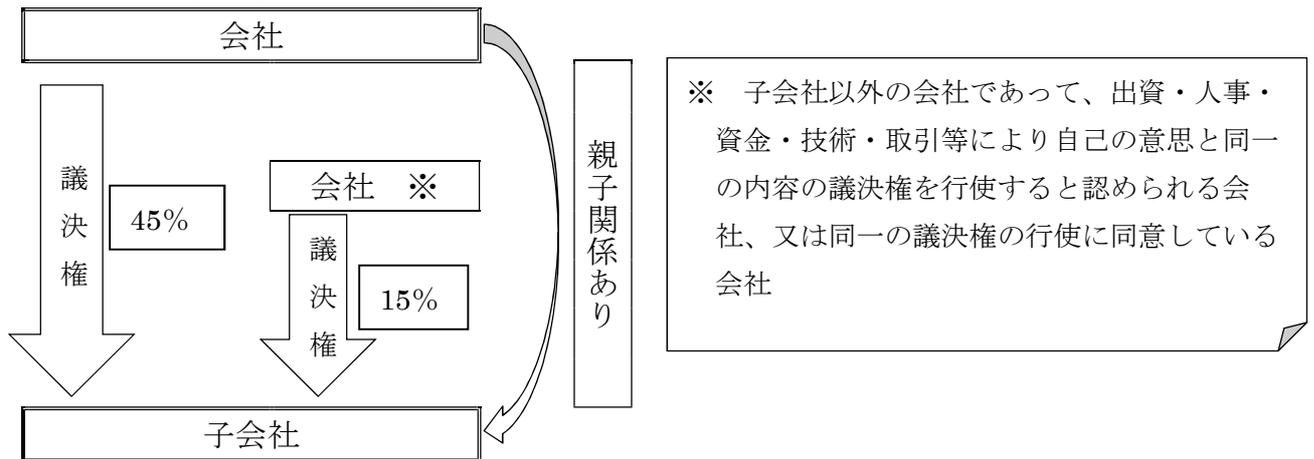


※ 子会社が以下に該当する場合は、有効な支配従属関係が存在しないと認められるため、親子関係はないものとします。

- ①民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている
- ②会社更生法の規定による公正手続開始の決定を受けている

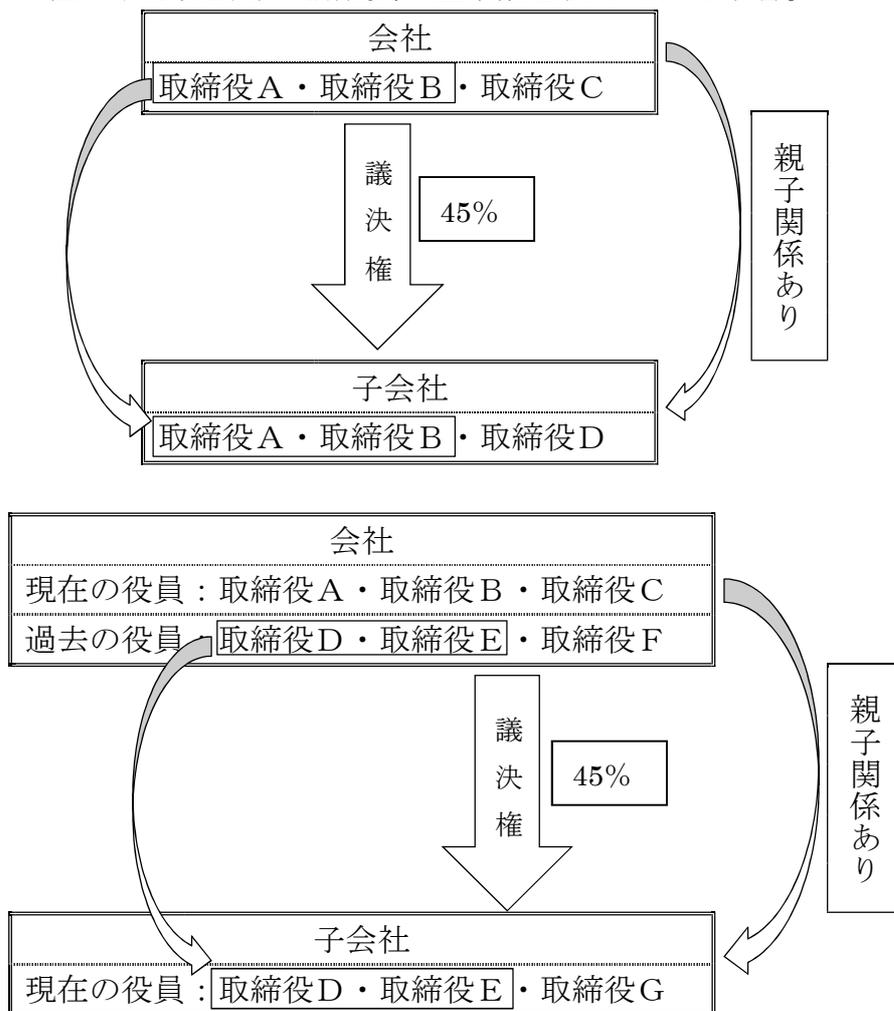
(2) 議決権の40%以上50%未満を保有している場合

ア 他の会社と併せて過半数の議決権を有する場合

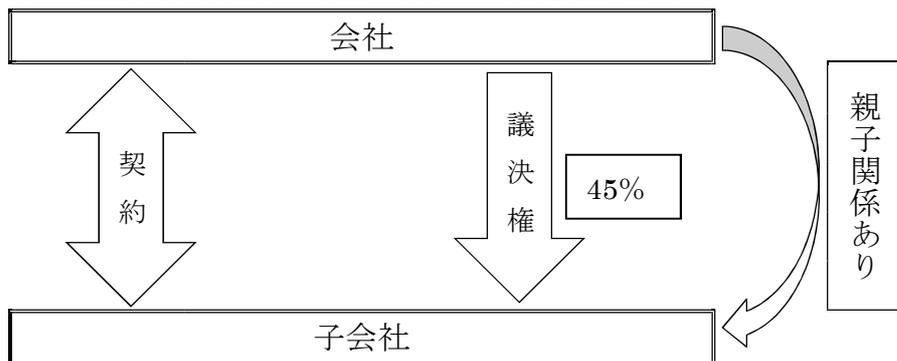


イ 一定の人的な関係がある場合

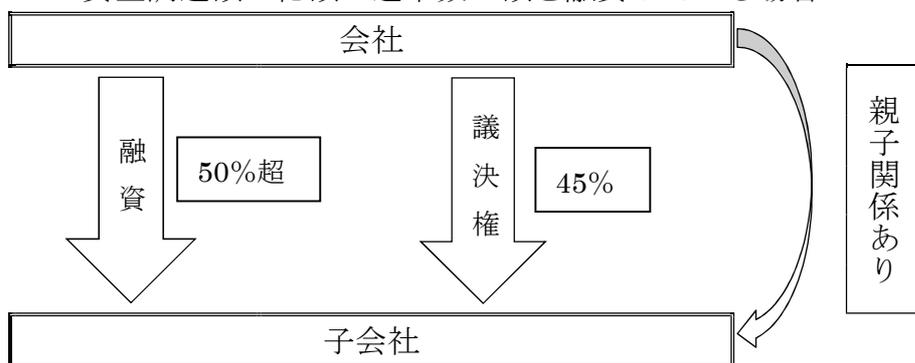
自己の役員、業務を執行する社員、使用人若しくはこれらであった者が、他の会社の取締役会等の構成員の過半数を占めている場合。



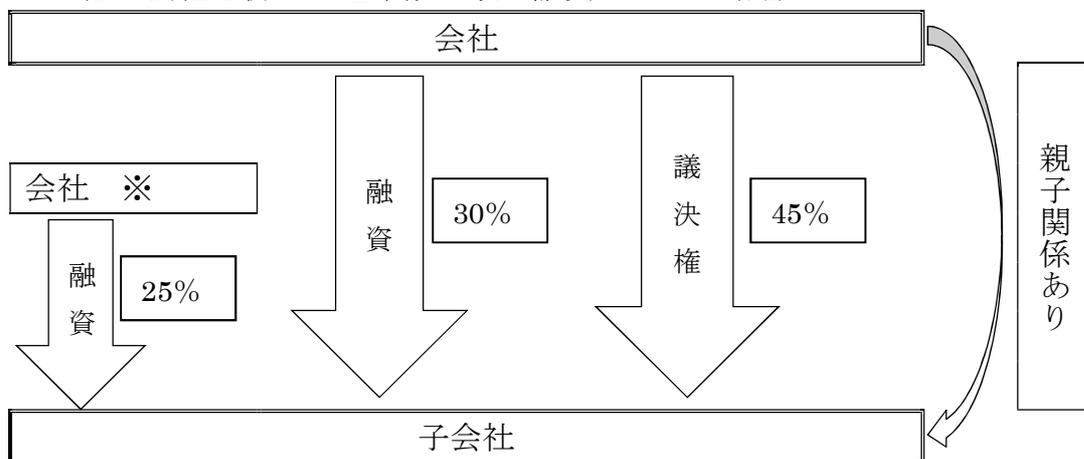
ウ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



エ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



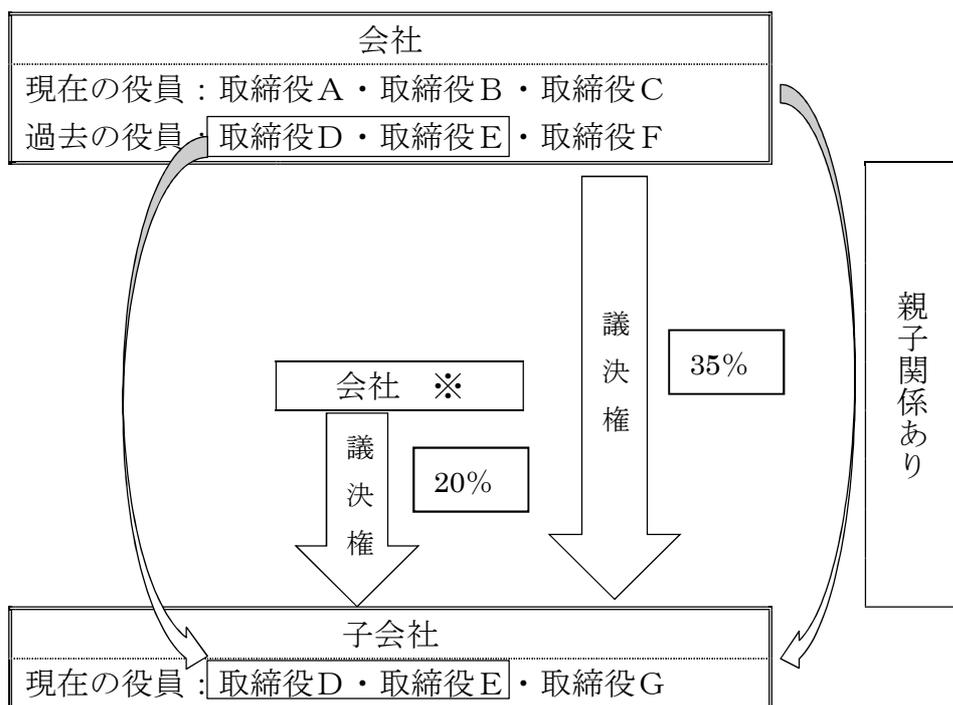
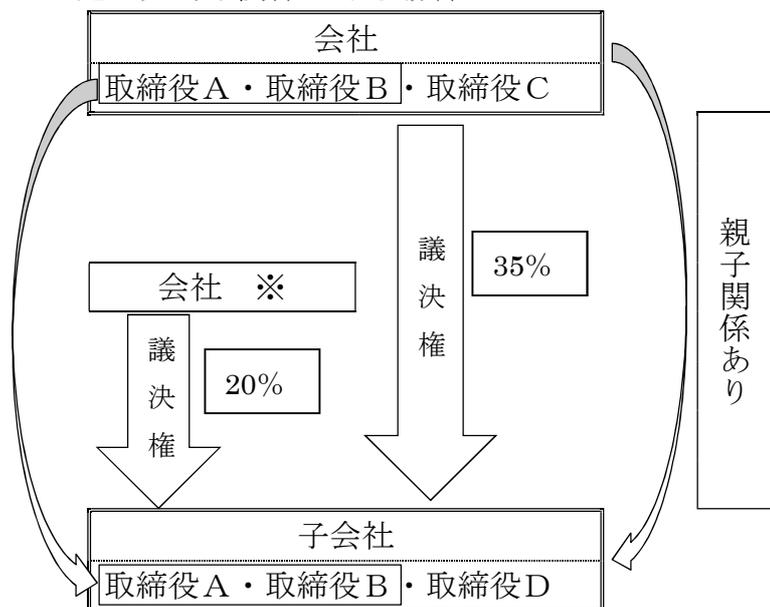
オ 他の会社と併せて過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

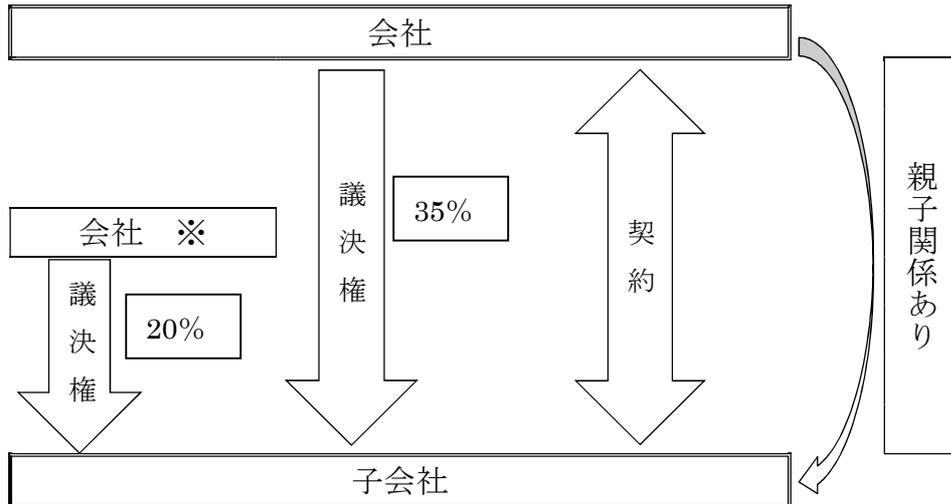
(3) 議決権の保有が0%以上40%未満である場合であって、他の会社と併せて過半数を有する場合

ア 一定の人的な関係がある場合

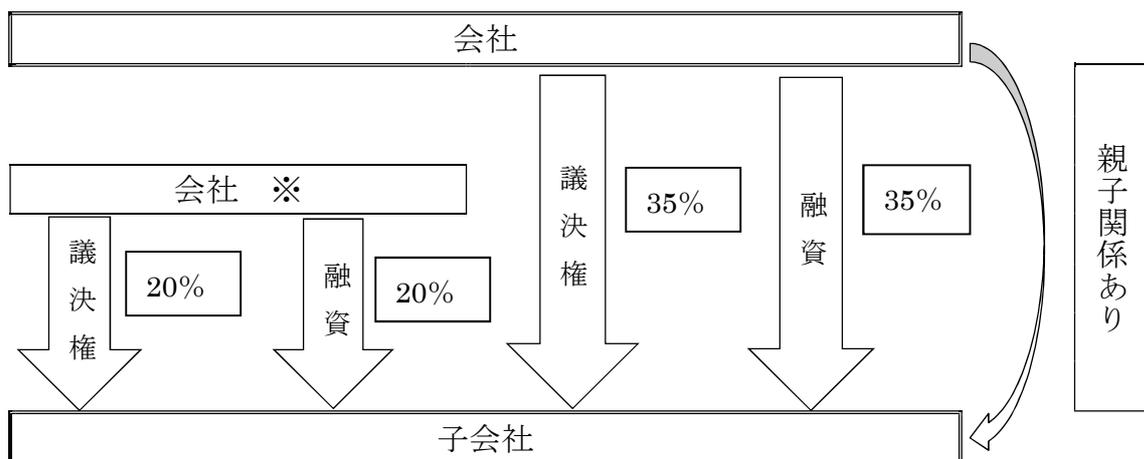
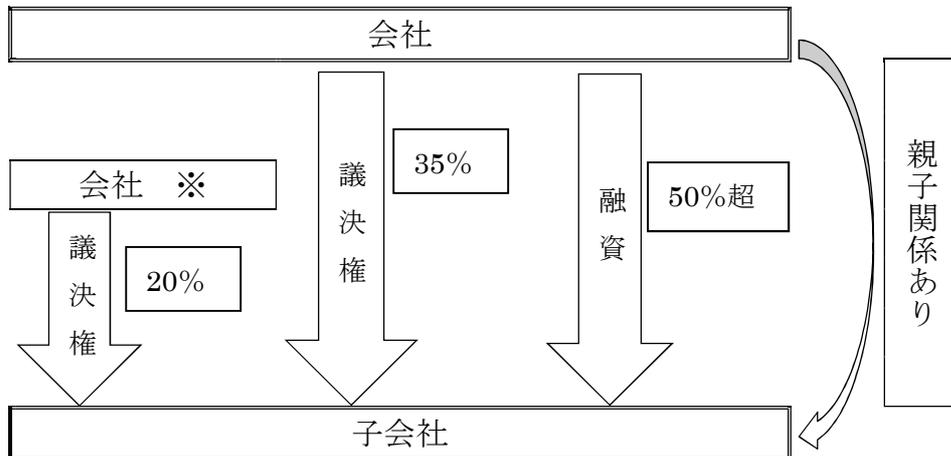


※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等により自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる会社、又は同一の議決権の行使に同意している会社

イ 重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合



ウ 資金調達額の総額の過半数の額を融資している場合



※ 子会社以外の会社であって、出資・人事・資金・技術・取引等において自己と緊密な関係のある会社

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書6(4)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- 2 資本関係・人的関係調書（様式2）
- 3 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- 4 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書写し
- 5 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式3）
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
 - (1) 警備業認定書及び営業所設置等届出書の写し（警備業法第4条、第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
 - (2) 届出している警備員指導教育責任者に係る資格証及び健康保険証の写し
 - (3) 上記(1)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証の写し
 - (4) 上記(1)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出。
 - (5) 締結前交付書面（警備業法第19条に定める書面）
 - (6) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 6 契約実績調書（様式4）
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住 所
申 請 者 商号又は名称
(落札候補者名) 代表者氏名

印

令和 3 年 7 月 16 日付け入札告示のありました

山口処理場警備及び計量等業務

に係る競争入札参加資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当社は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること、並びにこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付資料

添付の有無	添 付 書 類 等 の 名 称	備 考
	資本関係・人的関係調書	
	事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書	
	締結前交付書面（警備業法第 19 条に定める書面）	
	警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し	
	契約実績調書	
	組合員名簿	
	官公需適格組合の証明書写し	

注：添付した書類は、「添付の有無」欄の○印をつけてください。なお、この場合、どの書類が必要か告示及び入札説明書により確認してください。

【資本関係・人的関係申出書】

入札日現在における、当社と、他の札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）等間の資本関係・人的関係について、次のとおり申出いたします。

資本関係又は人的関係 有り ・ 無し （どちらかに○を付する。）

※有りの場合は、「資本関係・人的関係調書（様式 2）」を添付すること。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
 申告者 商号又は名称
 代表者氏名

印

当社と資本関係及び人的関係のある者は、次のとおり相違ありません。

記

1 資本関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

② 会社法第2条第3号の規定による子会社のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

③ ①に記載した親会社の他の子会社のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 人的関係に関する事項

役員等を兼任している他の会社（親子関係にある会社を除く。）のうち、札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号または名称	所在地	役職

【備考】

- ・ 役員等とは次に掲げる者をいいます。
 - 1 取締役（社外取締役、執行役を兼ねていない委員会設置会社の取締役は除く。）、代表取締役
 - 2 委員会設置会社における執行役、代表執行役
 - 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ・ 記載事項の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- ・ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載してください。
- ・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止等の措置を行うことがあります。

事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書

1 施設警備に係る札幌市内の本店又は支店等

名 称	所 在 地

※警備業認定書写しのほか、上記の事業所の名称、所在地、警備区分及び警備業務の種別並びに下記 2 の警備員指導教育責任者の届出内容を明記した申請書又は営業所設置等届書の写しを添付すること。

2 上記 1 の事業所における警備員指導教育責任者等

氏 名	住 所 (注 1)

※警備員指導教育責任者証及び健康保険証（氏名や事業所名が記載された面）の写しを添付すること。
 ※入札参加資格において警備業法第 2 条第 1 項第 2 号の警備に係る資格も求めている場合は、第 1 号及び第 2 号それぞれの警備について選任する警備員指導教育責任者を記載（兼務の場合はその旨を記載）すること。
 ※機械警備業務の場合は、警備員指導教育責任者のほか機械警備業務管理者を記載のうえ、機械警備業務管理者資格者証及び健康保険証の写しを添付すること。

3 上記 1 の事業所において雇用する警備業務に従事する者

	氏 名 (注 2)	住 所 (注 1)
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※社会保険適用事業所及び警備員の雇用形態を証する書類として、健康保険証の写し（氏名や事業所名が記載された面）のほか、上記 1 の事業者（官公需適格組合にあっては当該組合又は組合員（組合が指定した札幌市内に所在地を有する組合員のいずれか）が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写しを添付すること。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている事業所の場合は、その旨を証する書類を併せて添付すること。また、上記の警備業務に従事する者として、上記 2 に掲げる者が労働基準法第 9 条に定める労働者の場合は、上記 3 の警備業務に従事する者に含めても良い。

4 契約締結前交付書面（警備業法第 19 条に定める書面。任意書式）

別添のとおり

5 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証書の写し※

別添のとおり

【注 意】

- 警備員指導教育責任者等及び警備業務に従事する者の住所の記載にあっては、札幌市内に住所を有する方は「札幌市〇〇区」、札幌市外の近郊に住所を有する方は「〇〇市」のみの記載で構いません。
- 官公需適格組合にあっては、3 の警備業務に従事する者の氏名の後に組合員名称を（ ）書〔例：〇〇〇〇（組合員名称）〕を記載すること。

契 約 実 績 調 書

申請者(入札参加者)名 _____

●札幌市、国又はその他の官公庁における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

●民間企業における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	警備対象延面積	契 約 期 間
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日
			m ²	自 年 月 日 至 年 月 日

【留意事項】

- 平成 31 年 4 月 1 日以降において履行した、延床面積 2,000 m²以上の施設警備業務の実績を記載すること（複数年契約の場合、履行期間 1 年ごとに 1 件の履行実績とみなすことができる）。
- 札幌市、国又はその他の官公庁の契約実績がある場合は、それを優先して記載すること。札幌市契約規則第 25 条第 3 号の規定を適用し、契約保証金を免除できる場合があります。
- 官公需適格組合の場合において、組合員の実績を記載する場合は、契約名の後に()書で組合員名称〔例：〇〇〇〇〇業務（組合員名）〕を記載すること。
- 契約実績を証する書面として、契約書の写し（契約名、発注者名、契約金額、警備対象延面積及び契約期間が記載されているページを抜粋）を添付すること。
なお、契約書の写しが提出できない場合は、上記記載内容が確認できる書面（発注書その他の発注者発行の書面の写しに限る）を提出すること。

建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範囲：予定価格の70%～90%

(2) 算定方法（下図参照）

① 直接人件費の90% + ② 直接物品費の90% + ④ 業務管理費のうち法定福利費相当額の90% + ④ 法定福利費を除く業務管理費の70% + ⑥ 一般管理費等の70% + ⑦ 管財部長が別に定めるものの経費の80% + 前記以外の経費の70%

※ 直接人件費の90%の額が最低賃金による算出額を下回る場合【直接人件費の90%の額<最低賃金による算出額】には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

【最低制限価格の算定】

